

平成19年度第6回協働支援会議

平成20年3月14日午後2時00分

区役所本庁舎3階第301会議室

出席者 久塚委員、宇都木委員、内山委員、伊藤(清)委員、伊藤(圭)委員

事務局 地域調整課長、寺尾コミュニティ係主査、梅本主任、鈴木主事

久塚座長 第6回協働支援会議を始めます。

今日は、いよいよまとめということなので、委員の方には報告書の作成に向けてというつもりで、議論していただきたいものがあります。

では、すぐ資料を確認したいと思いますので、事務局、お願いします。

事務局 それでは、事務局から、配付資料についてご説明させていただきます。

まず、資料1になりますが、「夏目漱石生誕140年記念事業」ということで、前回、各委員から出していただいたご意見を一つの文章にまとめさせていただいたものです。中身については、後ほどご確認の上、最終的にそれを報告書に反映させていただきたいと思えます。

それから、資料2ですが、今までやってきた評価結果につきまして、まだ評価報告書(案)という段階ですが、冊子にまとめたものを配付しております。

それから、資料3になりますが、20年度NPO活動資金助成実施要領及び一番最終ページになりますが、採点表がついております。中身については、後ほどご説明させていただきます。

資料4になりますが、20年度協働支援会議等開催予定ということ、20年度の支援会議及び審査会、評価会の開催予定を入れさせていただいております。

配付資料については以上です。

久塚座長 協働事業提案されたものの評価なのですが、1つ残っているのが、「夏目漱石生誕140年記念事業」ということです。事務局、これは資料1を使ってということですね。

事務局 はい、資料1につきましては、事前に各委員にメールで添付させてお送りさせていただいておりますので、何かそのときにお気づきの点等ございましたら、ご指摘いただきたいと思います。

久塚座長 確定すべきところというのが二重で困ったところなど、各委員の意見を反映

させつつもりてつくっておりますけれども、修正点はないでしょうか。

もう一度だけ事前に出ていますけれども、ざっと見ていただければ助かりますが。よろしいですか。

宇都木委員 どこでやるべきかわかりませんが。

久塚座長 ページは。

宇都木委員 この事業の行政とNPOの役割分担というか、協働のあり方というか、あまり経験がないからしょうがないのだと思うけど、行政は行政の計画があって、NPOはNPOの計画があって、それがたまたま一致したから一緒にやりましょうということのように映るのだけど、だからこれはどこかで誰かが意見があったら、最後になるのでしょうか、少しこれは行政のほうにも検討してもらいたいことなのだけど、この種のことから出ると思うので、そういうことを考えたときに、行政としての協働のあり方みたいなものをもう少し内部討論してもらったらいいいんじゃないかなという気がするんですけどね、私は。どこかにそれが書いてあれば。

久塚座長 総合評価コメントの中にも出てまいります、一番後ろのほうに。ほかにもあったような気がしますけど。

宇都木委員 進化の途中だからいろんなことがあっていいのでしょうか。

久塚座長 ええ、もちろんそうですね。

事務局 よろしいですか、座長。事務局です。

9ページの一番最終の総合評価の下段のところに「さらに」以下、その辺にこの提案については述べられているところです。

久塚座長 この提案にというふうに事務局からあったとおりで、個別のことをとっかかりにして、協働事業提案ということ全体にかかわる今後の課題というふうに展開していけば、よりいいのだらうと思いますね。

宇都木委員 どこかに指摘してあれば結構です。

久塚座長 それが次の議題で少しかかわってくるのですけども、資料1を使ったこの生誕140年記念事業についてはよろしいですか、修正は。

宇都木委員 はい。

久塚座長 では、これで、これを報告書の中に取りまとめて入れていくということにいたします。

次に、協働事業評価報告書(案)についてということで、事務局、概要の説明をしてい

ただければ。

事務局 それでは、お配りしている評価報告書（案）について、ご説明させていただきます。

前回資料として目次をお配りさせていただいて、冒頭の「実施事業の評価を終えて」というところにつきましては、1ページのところに久塚座長に文章をいただきまして、記載させていただきました。

それ以降、項番1、2、3、4、5までは事務局で、既存の評価の流れ、経過等も含めながら記載させていただきました。

本日、この中で特にご検討いただきたいところとして、項番6、4ページになりますが、「協働事業提案制度とその事業評価に関する課題」で、前回の資料に配付しましたが、(1)から(4)までの項立ての部分については、委員からご指摘があったとお書きさせていただきましたけれども、その内容について、一応私のほうで前回の議事録等も見ながら、改めて文章化させていただいた部分です。

(1)から(6)まで改めてこの後、委員のほうでご意見をいただければと思っております。

それ以降、7ページから具体的な今まで検討してきました評価書がそのまま反映されております。一応本日、資料1で提示した「夏目漱石生誕140年記念事業」につきましても、既に入れた形で案をつくらせていただいております。

報告書の概要につきましては以上です。

久塚座長 ということで、5事業のうち最後のものが、先ほど了承されたものがそのままの形で、報告書の中の案という形をとっています。

事務局からの説明があったとおりに4ページの課題、(1)から(4)までなのですが、課題のテーマ自体についてはこの委員会で出されたものなのですが、その中身について、回を重ねる会議の中で、事務局がいわば録音から抜いたものをまとめ上げたという形になっています。私自身の最初の1ページにあるものの中には、報告書の中には幾つかの課題も提示させていただきました。それらの多くは、協働の原点に立ち返って議論されたものだということを、私自身も強く感じていますので、それを踏まえるということで、皆さん方と意見が一致していると。

ちょっと時間があるので、(1)から(4)まで順番に1つずつ片づけていきたいと思っておりますので、それでいいですか。これが一番今日の大きな議題だろうと思うので。

協働事業としての位置づけについて、「協働事業実施前の打ち合わせの不足等により協働事業についての位置づけについて提案団体と事業課との間の受けとめ方に差が生じている事例が見受けられます。また、提案団体と区の役割の設定に問題があり、形式的に見ると助成事業と差異がないものも見受けられます。もう少し区が果たすべき役割を明確にし、協働事業として行う意義を十分に認識することが重要です」ということになっている。

文体を初め、これは何度も議論の中で出てきたところなのですね。

宇都木委員 これ、形式的と言うべきかね、それとも。

久塚座長 どこ、この文章の中ね。

宇都木委員 うん、形式的と言うべきか。

久塚座長 実質的。

伊藤（清）委員 実態か。

宇都木委員 内容的に見ると、その内容によって助成事業と差異が見られない。形式的にというか、形式があるのだったらいいけど、区がつくっているのですか、形式。これが助成という形式、これが協働という形式。

事務局 ただ、事業提案のその内容といった場合については、もう少し今現在の事業の相手方の、提案団体も事業課もそうですけども、深まった内容のものが多分出てこないと、実質的に内容とそれが言っているのかどうかというところを、少しご議論いただければいいと思いますけども。

宇都木委員 だから、言っている意味はわかるのだけど、形式的と言うと、形式が何かあるのという話になるから、評価だから。何かこれはこっちの形式、こっちの形式という、つまり形が2つか3つあって、それで何か決める基準みたいなものがあってという。

事務局 ええ、その形式で言うならば、事業提案制度、それからNPO活動資金助成の要綱とか募集要領の中に項目のはっきりした明確な差異というのを、その文章上は表記してあると。ただし、実際に行われたものがそのとおりかどうかというのは、またこれは別な問題だと思いますけども。

宇都木委員 それは評価の問題だからね。

伊藤（清）委員 今言われたように行われたこと、実施されたこと、活動というか、それを見たときに大差がないという意味では皆さんわかっているのだけど、適切な言葉、そこら辺を。

事務局 はい。

宇都木委員 端的にしちゃおうよ。「事業内容を見ると」というぐらいにしといたらいいのかな。

伊藤（清）委員 「実施された事業内容を見ると」とかね。

宇都木委員 うん、何かそのぐらいにしたら、どうでしょうか、私の提案について。

伊藤（清）委員 いいです。

久塚座長 「提案団体と区の役割の設定に問題があり」とは役割の設定に問題があるの。設定というのは。

事務局 設定とここで言ったのは、当然この契約と同時に協定を結んで、協定書の中にそれぞれの役割分担ということを必須的な記載事項としてひな形を示しています。その協定の中身を実際に見ると、その分担自体が問題があるようなケースも中にはあると。既存の委託事業と果たしてどこが違うのだろうかというふうに見受けられる部分もあるということです。

久塚座長 そうすると、そこに問題が出てくることから、その結果としてという。

事務局 そうです、その結果として。

久塚座長 どこをつくりたいかということね。

事務局 そういうことですね。

久塚座長 これは設定に問題があつてというので、1個別になっているのがいいのでしょうかね。だから、そういうところに問題があることの結果、事業を何とかとしてくればということ表現できれば、よろしいですか、それで。

じゃ、ちょっと事務局さん、書いたのがあれば今、読んでもらえる。提案団体以降。

事務局 「また」以下でよろしいですか。

久塚座長 はい。

事務局 「また、提案団体と区の役割の設定には問題が、、、」どうします。

丹委員 「あるため」なの。

事務局 「あるため」にいたしますか。「あるため、実施された事業内容を見ると、助成事業と差異がないものも見受けられます」と。

久塚座長 じゃ、「設定に」の後には、「は」がないほうが、あるためだったらいいのだよね、多分。設定に問題があるためこういうことが起こったということだね。よろしいですか。

宇都木委員 はい。

久塚座長 じゃ、2つ目です。協働事業内容とその範囲について、「当初提案した事業計画から事業実施後にその内容を変更しているものもあり、実施前に十分な協議・検討を行う必要があります。また、この制度においては、当初単年度のみの実施とされていたこともあり事業実施がどうしても急がれたことによる弊害が見受けられます」と。

久塚座長 「また、選定された事業に事業課がどこまで踏み込んでよいのか戸惑った事業もあり、今後、当委員会から一定の指針を示す必要があります」という。

宇都木委員 では、当委員会の指針がどこかに出ていないとまずいのじゃないの。

事務局 今後ということで、「今後」と入れさせていただきました。

宇都木委員 では、来年の実施前には。

事務局 そうですね、はい。

宇都木委員 それを踏まえて。これはだけど、単年度事業というか、今の予算シートという限りにおいては、それはやむを得ないことなのだよな。だから、3年計画でやりますというふうに最初からできればいいけど、来年予算がなくなりました、削られましたというのじゃまずい話だから、そこの何か担保を今後考えないと。

久塚座長 最後、(4)とこまでいかなくて大丈夫なのかな。

事務局 よろしいですか。

久塚座長 はい、事務局。

事務局 今の予算的な問題の指摘がありましたけども、一応この事業提案制度につきましては、単年度事業ということで応募をしていただきますけども、継続できる仕組みをつくりましたので、それについては(4)のほうで記載させていただいております。

宇都木委員 ああ、そっちがあるの。

久塚座長 予算との関係では(4)のほうで少し。

宇都木委員 それじゃ、「これまでは」だな。これまでは単年度事業による弊害と見受けられますということになるわけでしょう。

事務局 はい。

宇都木委員 これからは(4)であればいいわけだ。

久塚座長 文章に次、加えるということ。

宇都木委員 いや、だから(4)があるのだったら、次の解決策が示してあるのだったら、それまでの話にしておかないと。

久塚座長 そうすると、この報告書の文章はどこがどのように変わりますかね、宇都木

さん。

宇都木委員 当初、単年度のみ事業実施とされていることもあり、事業実施をどうしても急がれる。「これまでは」と、ここ前に入れればいいのじゃないですか、「当初」の前に。「この制度においては、これまで当初年度」とか。

事務局 当初で多分、点を打ったほうがいいのかもかもしれません。「募集の段階では」のほうがいいのかもわからないですね、その他はという。

宇都木委員 だって、今までのものにしたほうがいいわけでしょう、(4)は。

事務局 はい。

宇都木委員 それで、したがって(4)で解決しましたと、こういう話になればいいのでしょう、解決策を示すのだったら。こだわる必要もないけど。

久塚座長 うん、この(2)は主に助成と変わらないよねというのが主なねらいのところ、それがいるんなところに派生しちゃったから、(4)は(4)で独立して置いときたいのじゃないかな、多分。

だから、「当初」の後に点を打って、「この制度においては、当初単年度のみ事業実施とされていたこともあり」、点。

伊藤(清)委員 「また」の次に「当初」を持ってきちゃって、「また、当初この制度においては、単年度のみ事業実施」と。

久塚座長 では、事務局さん、ちょっとそこを、「また」の2行目のところから。

事務局 「また」の後に「当初」を入れます。「また、当初この制度においては、単年度のみ事業実施とされていたこともあり事業実施がどうしても急がれたことによる弊害が見受けられます」。

久塚座長 このテーマに限って言って、予算の単年度と複数年度というのは、(4)のところ少し譲るとい形になります。

(2) よろしいですね。

では、(3)主たる担当課と関係部署の関係について。「関係部署が複数にわたる場合の区組織の連携については、提案団体からも指摘されているとおり対策が必要とされます。地域の課題については、区が横断的に対応しないと解決できないものが多く、予算要求は現行の仕組みでは一部署ですることになるが」、これはちょっと文章が固い。「他の関係部署との連携や参画をいかに求めていくかは、この事業提案制度における大きな課題です」と、丸が出てなくて一文だね。

事務局 はい、間で切ります。

事務局 「多くあります」で丸にします。

久塚座長 そう、多くのところだね、何かそこで「多くあります」というので切って。

宇都木委員 この4ページの一番下、予算要求は現行の仕組みでは一部署であることになるが、事業の検討実施に当たっては例えばプロジェクト、関係部署によるプロジェクトを設置するなど行政間の連携、参画をいかに求めていくか、何かそこ、補うのを入れたらいいのじゃないでしょうか。

久塚座長 「一部署になるが」というものの後に、いわゆる協働でやることの重要性みたいなことであるとか、事業というのは、その効果を発揮させようと思えばどうしても複数のところでやらざるを得ないということがあって、その理由のことがあって、他の関係部署との連携や参画がやっぱりどうしても必要だというふうになったほうがいいでしょうね。予算要求は現行の仕組みでは一部署であることになるが、多くの事業は一部署で解決できるものではなく、という感じ。

宇都木委員 複数にわたる事業は、予算も実行段階では一緒にくっつけてやるわけ。

事務局 そうです、はい。

宇都木委員 だから、要するにプロジェクトみたいになるわけだ、結果としては。この事業をやることに2つか3つの課が関係して、予算はそれぞれ持っているから、それを出し合って1つに。

事務局 それは難しいと思います。どこかがまとめて予算要求をやったりすることになると思いますね。

久塚座長 似たようなことを違う名前でやると。

宇都木委員 予算要求は構わないのだけど、実際にやるのが、それぞれの関係部署で議論されて練られて1つの事業となって、しかし予算は仕組み上、どこかが1カ所でやると、それはそれでいいと思うのだね、予算のところはね。だけど、予算要求のところはいいと思うのだけど、その以前の組み方を、この予算の関係、関係部署との連携、参画もいいのかもしれませんが、そういうことが大事だとか、課題じゃなくて大事だと思う、かなり大きな意味を占めるのだというふうに言っておかないと、中が動かないのじゃないの、そうでもない？

事務局 多分それはこれから行われる区の課題の設定の仕方によると思うのです。前回、ちょっとリーディングプロジェクトというお話をさせていただきましたけども、横断的な

課題については、そういった課題設定をそもそも複数の事業課から出される課題と言ったほうがいいのか。そういう課題を出していただいて、それに対して応募していただくと。

久塚座長 下から2行目の「予算要求は」から「なるが」を、2行目の丸の後に持ってきたら。「予算要求は現行の仕組みでは一部署ですることになるが、地域の課題については区が横断的に対応しないと解決できないものが多く、他の部署と」、そういうほうがいいのじゃない。

事務局 わかりました。

伊藤（清）委員 それと、この1行目のところの「関係部署が複数にわたる場合」で、場合としたら「の」から「は」まで要らないような気がするのね。その次のほうに横断的だとか、他の関係部署との連携だとかいっばい出てきちゃうのだよね。そうすると、「関係部署が複数にわたる場合、提案団体からも指摘されたとおり対策が必要とされます」と、今、座長たちが言ったようでいいのじゃないかなと思う。

事務局 いかがでしょうか、こちら。

宇都木委員 連携の課題がはっきりしたということでしょう。

伊藤（清）委員 うん。

久塚座長 そうしたら、冒頭は、「予算要求は現行の仕組みでは一部署ですることになるが、地域の課題については区が横断的に対応しないと解決できないものが多く、他の関係部署との連携や参画をいかに求めていくかは、これは大きな課題です」と。そして最後に、「関係部署が複数にわたる場合の区組織の連携については、提案団体からも指摘されているとおり対策が必要です」と。そういうように一番最後にする。

宇都木委員 あのね、先生の議論はいいのだけど、地域は横割りですから、行政は行政の区割りがあって、ここをどうやって一致させるかという話なのだよね。それが進まない、今出ているようなことはある意味一応解決しちゃうかもしれないけど、本当に地域はそれだけがちっと固まっちゃってこれをやろうと大きな課題になったら、基本的な行政の組織の問題に波及しかねないから、かなり強くこれは行政にはものを言わないと、協働は進まないよということを強調したいところなのですよ。

だから、一方で行政が掲げる市民参加協働論と、こういう実際のこういう事業から求められている協働のあり方とどう調整するのかということは、作文じゃなくて実際に今度はできちゃう、進んでいくから。そこは区の中の方針作成のところ、このことが反映されるように中期計画の見直しだとか、そういうところでは入れてもらわないと、せっかく

のところなかなか変わらないのじゃないかなと感じるのですけども。

事務局 座長、事務局です。

久塚座長 どうぞ。

事務局 今の事案でいきますと、実質的に今年度実施されている19年度事業の一つに、教育委員会との連携という話が指摘された部分がありまして、現在その対応というか、区の体制としては、一応関係部署が一緒になった連絡会を設置するという事で確定いたしました。おそらく全体の仕組みの中で、そういう仕組みをあらかじめつくっておくというのはかなり難しい話になるかと思います。

この提案があった後においては、そういう横の連携をとった形の組織体をつくっておいて事業を実施していくということは可能ですけども、あらかじめどこまでが関連するかわからない段階で、そういう設置というのはなかなか難しいと。

ですから、あえて言うのであれば、既にそういうものを想定した課題設定の仕方をするしか、なかなか現行のしくみの中では対応できないというふうに思っています。

宇都木委員 事務局さん、それはそれでいいと思うのです、今ので。だから、そういう幾つかのところと市民団体とが一緒になって協働で何かやろうとしたときに、そういうことが、中ですぐにやれる体制が、そういうときにはすぐにできるのだよという、しなきゃいけないのだよということを区の方針として参画、協働のあり方論として、今までは参画、協働こうやりますというだけの話だけど、これ具体的なやり方として、いろんなことを最初からやらないとできないのじゃなくて、もう区の全体の方針としてそのことをどこかに入れてもらうようにしないと、何かが生まれたときに初めてやっていたら、実際にやる時には3月末になっちゃったというのでは困るので、そういうことだと思うのだよね。

そこをだから、段取りよくできるような区の方針というのが、少しそっちに向いてもらわないと困るのじゃないかという意味。それがそういうふうに区のほうの方針の中に、このことから出てくる課題として入っていけばいいのじゃないかと思うのだけど、そのところを何とかそういうふうにしてもらえるような、委員会としては意見として出しておいただろうがいいのじゃないかと思うのだよね。

伊藤（清）委員 今、宇都木さんが言われているように、事務局もそうなのだけど、言いは違うけども、複数のところにわたる場合、どんな形でやるかという、そのときにはそこでプロジェクトじゃないけど、リーディングチームじゃないけど、そういうふうにする、やっていくというのだけは持っていなきゃいけないと思うのね。

だから、そのときに事務局が言ったように、何処と何処と何処がかかわってくるかわからない。どんなふうにやれるかわからないけども、そういうふうに推進していくのだよと、推進チームができるのだよということは言っておかなくちゃいけないような気がするよね。

久塚座長 そうすると、今までの(1)(2)(3)を含めて課題を羅列するのではなくて、次年度は早い段階で、(1)については単に「認識する」という文言じゃなくて、具体的にこれの具体化の実施策として何をするのかということをやるといことだよ。先ほどの宇都木さん、(2)だと、指針をつくるのだねとおっしゃったじゃないですか。それと同じようにこの3番の横のつながり、それぞれあるでしょうけども、それであるとか、協働ということについて、お互いの認識ということであれば、具体的に何月あるいは何カ月前に、NPOと新宿区がどういう出会い方をして、どういう契約の結び方をするのかという具体的なバージョンをつくっていくということになる。そういうこととちょっと違うの。

宇都木委員 この委員会で何かやれるなんていうことになれば問題ないのだけど、そうじゃなくて、行政全体が協働に向かってどう動き出すかという話なのです。しかも、複数がかかわるところに動き出すかということになる、複数が関係することが動き出せるような区のそういう大きな流れというか方針がもう区としてはあるのです。

だから、何か複数部署にかかわる問題が提起されたら、すぐにその部署が寄って話し合いしたりプロジェクトをつくったりということがすぐにできる可能、そういうことができるのだということを、中の体制としてつくっておくことが必要じゃないでしょうか。

今はその都度その都度になっているわけでしょう。それでもうまくいかどうかかわらないけど。だから、そういうふうに区の中の意識というか、方針というか。会社でいうと、企業なんかすぐ決まっちゃうわけですよ。営業と何とかとかんとかで集まってやらなきゃだめだよと言えば、もうそれで決まっちゃうわけ、パッと。

だけど、ここはなかなかそうはいかないでしょう、区は。何だ、おれのところのことを余計なことを言うなという話になっちゃうから。だから、そこはどういう格好で示すのかわからないけど、区の方針としてそういうふうなことが障害なくやり得るように。もうもって意識はそうなっていますよということにしておかなきゃいけない。それをどうやって書くかわからないよ。書くかわからないから、あまりあちこちに影響あるような強い書き方してもいがかと思うけど。

多分これからは複数にまたがるところはかなり多いと思うのだよね、本気になってみんなが考えてくると、まちづくりなんてそういうものだろうから。

事務局 座長、いいですか。

久塚座長 はい。

事務局 現状の仕組みの中でも、事業提案があった場合については、一応私どものほうで関係しそうな部署については、すべてその提案については振って意見を聞いているところです。実質的には今の予算要求という形をとるとすると、一つの中心的な所管が必要になると思うのですが、ただ、これは18年度選定事業のものですけども、19年度選んだ事業については、それぞれ各所管側の事前の協議というのはかなり深くしているところがあります。

ですから、今回評価しているものというものが、18年度選定した事業ということと、昨年選定した19年度事業を比べますと、そういった意味では明らかに仕組みとしては前進しているということになっていると思います。

久塚座長 この(3)は、この文章を先ほど手を入れた形で、報告書はそこにとどめておいて、来年度4月から始めるときにもう一度ひとつこの課題として挙げられていたものが、できるだけクリアされているような方向に議論を進めていくということでもいいのじゃないかと思いますけども。

宇都木委員 いや、いいのだけど。別にそれはそれで構わないのですが、委員会の意思が何かに伝わるようにしてもらえればいいので。

久塚座長 そうですね。

宇都木委員 だから、そこは今まで議論してきたことは、結局垣根を越えてフラットにつき合えるようにしてもらわないとなかなか大変だよということだから、そのことが実現可能であれば。

久塚座長 そういう意味でね。

宇都木委員 うん。だから、ここでいうと一番最後に大きな課題であって、そのことが必要なのですということにしないとイケないのですね、解決を求めるように。

伊藤(圭)委員 今、所管が1つですよね。所管は1つなのですが、関係する事業課をヒアリングして、それでやっぱりかかわっていくのが必要だということを、名前を実際に載せることもできるのですか。だから、その課は、所管ではないけれども、この事業に関してはどう。

事務局 選定の段階では、その関係部署というのは表記されています。

宇都木委員 そうそう、2つや3つぐらい出てくるじゃないですか。

伊藤(圭)委員 はいはい。そこでもうやるというふうにすればいい感じですかね、何かチームを設けて。

宇都木委員 だから、そういうものだというふうに意識がならないと。

伊藤(圭)委員 うん、そうですけど。

宇都木委員 あっち任せ、こっち任せになっちゃう。だから、市民の側は行政がどの部署にかかわろうと、その問題を解決するには同じテーブルで議論したいということだから、そこのずれをどうするかということだと思いのですよ。これはどこの行政でもそれが一番問題なので、だからそこが重要なのだというか、重要なのだというか、そういうことがお互いわかればいい。そういうことを我々は事あるごとに言ってきたのだけど、そこを改めて委員会の思いとしてはそういうことなのですよということを、ここでせっかくつくるのなら強調しておいたほうがよかろうと。

内山委員 最後のいかに求めていくかということですね。他の関係部署との連携や参画が必要であるということを入れたほうがいいですね。いかに求めるかはこの事業提案制度として大きな課題であるとして、宇都木さんの話ではそれを参画、関係部署との連携、参画を実際にできる人を。実行していくわけですから、課題じゃなくて。参画を。

宇都木委員 参画が必要だとか重要だとかね。

内山委員 そう、重要だとかね、するべきであるとか。

宇都木委員 課題において、もうやらなきゃいけないことなのだというふうにしたほうがいいのかもしいね。

久塚座長 そうすると、文章が。

内山委員 必要であるとかね。

久塚座長 前後してきたけども、「予算要求は現行の仕組みでは一部署」というところが文頭に来ますよね。前後を入れかえたわけでしょう、先ほど。

宇都木委員 いや、だから座長がさっきやってくれたでしょう。そのところの、この一番最後のこれだけのところに、協働提案事業においては大きな課題ですというのを求めていくことが必要だとか重要だとか、それをやるべきだとか何かそういう、もう課題じゃなくて実施する条件になるようにちょっと手直しを、表示をしたらどうでしょうかという。それだけでいいのじゃないでしょうか、さっき座長が読み上げてくれたようなところ

を持ってくる、これが一番最後になるのなら。

久塚座長 一番最後は上2行だったの。

宇都木委員 ああ、一番上2行ね。

久塚座長 うん、それがポンと後ろに回ってくる形になったので。

宇都木委員 はいはい。だから、これがもとの一部じゃなくて、参画を必要とします。

そして、関係部署が複数にかかわる、これを一番最後に入れるのでしょ。

久塚座長 はい。

宇都木委員 提案団体が求めたというところに。

久塚座長 強調しますがいいですか。そうすると、「予算要求は現行の仕組みでは一部署ですることになるが、地域の課題について区が横断的に対応しないと解決できないものが多く、他の関係部署との連携や参画が必要となります。」を「必要とします。」そこでとめて、「関係部署が複数にわたる場合も、区組織の連携については、提案団体からも指摘されているとおり対策が必要とされます。」でいいですか。そこはもうあまりにしつこくなるので、その2行は落としていいですか。

宇都木委員 そのほうがいいのじゃない。まあ、いいじゃない、念押しに、同じことだけど。

久塚座長 いいでしょう。じゃ、課題とか求めていくという文言ではなく、必要としているという、何らかの対応をしなければいけないというバージョンにしますか。

事務局 「必要としています」で上に戻って、一、二行目は入れるわけですね。

久塚座長 はい。ちょっともう1回屋根つくるみたいなものだけど、そうしましょうか。

事務局 はい。

久塚座長 (4) 事業の実施期間について。「18年度募集の際の説明では19年度単年度事業とし、継続する場合には20年度に担当事業課の事業として事業の必要性をかんがみて継続するものとしていましたが」、これ長いけど。

事務局 はい、切ります。

久塚座長 これ1文です、最後まで。6行、丸がありません。

事務局 切ります。

久塚座長 ねえ、どこかで切っていきましょう。

事務局 すみません。

久塚座長 せめて2つにしましょう。やっぱり3行目の「していました」。

事務局 「いました」で丸にします。

久塚座長 丸ですね。

宇都木委員 いいのじゃないですか、これ。

久塚座長 一般的な問題というよりは今年度のところに限ってということで、していました。「19年度事業途中に、20年度事業課の事業として継続するか否かを判断することは非常に困難なことであり、この協働事業提案制度の仕組みの中で協働事業として最長2年間継続できるように制度を改正しました」と、よろしいですか、ちょっとまだぎくしゃくとした気がしないわけじゃなくて。

宇都木委員 これはこの事業課、当該事業課が判断することが困難だった、だからこの2年にまたがってやってもいいよというふうに区は方針を変更しましたと、こういうことでしょう。

事務局 はい、そういうことです。

宇都木委員 ちょっと言葉の言い回しが、20年度事業課の事業として継続することが困難であったため、この協働提案制度の仕組みの中で協働事業として最長2年間継続事業に改正しましたと。20年度は。

事務局 「困難であったために」しますか。

宇都木委員 うん。19年度途中で改定したと言うのでしょうか。

伊藤（清）委員 19年度事業途中では。

宇都木委員 20年度に継続することが困難であったため、そういうことでしょうか。

久塚座長 ちょっと伊藤さん、文章つくったのを言ってみて、「していました」で丸にした後。

伊藤（清）委員 「19年度事業途中では、20年度に事業課の事業として継続するか否かを判断することは非常に困難なことであります。この協働事業提案制度の仕組みの中で協働事業としては最長2年間継続できるように制度改正をしました」。

久塚座長 よろしいですか。

宇都木委員 だから、それ、伊藤さん、後ろを直したほうがいいのじゃないですか。20年度事業課の事業として継続することが困難であったため、、困難であるため。困難であるため、否かどうかの判断が困難じゃなくて、もうできないのでしょうか、これ実際に今までは。

伊藤（圭）委員 判断するのが困難だという。

宇都木委員 判断じゃなくて、こういうことは来年の先取りが事実上制度の仕組みとして無理なのだよ、今みたいに単年度予算だから。だけど、これは2年度事業、2年間にまたがる事業としてやっちゃおうと言うわけだ。提案事業でなくて、ほかのことならいいのかもしれないのだよな、普通の継続事業があるから。たくさん、だって下水道事業やりましょうなんて言ったら、仮に。そんなの1年で終わる事業じゃないで続くわけだから、建物だってそうだけど。この協働事業は最初からそういうことになる、単年度事業になっていたから大変だったので、困難だった。判断することができなかつたので、困難だったので、2年間の事業ができるようにしましたということでしょう。

事務局 いや、そうじゃないです、そうじゃないです。

宇都木委員 それ、できるの、今までもできたの。

事務局 いやいや、初めから2年度事業ということではないのです、ここで言っているのは。

宇都木委員 いや、そうじゃなくて、2年度にまたがってやる事業というものが出てきたときに、それがいい事業だねとなったときに、今の仕組みではそのことができないから。

事務局 いえいえ、そういう意味じゃないです。もともと単年度事業ということで募集をしていたわけですね。その単年度事業を翌年度、事業課の事業とするためには、単年度事業実施途中で、もう翌年度、事業課が事業実施するかどうかということを決めなきゃいけない。時期的に言うと、もう夏には決めなきゃいけない。単年度事業、例えば4月から実際に契約しました、事業開始が6月です。2カ月で事業課の事業にこれはしますよと決めないとできないのですよ。

伊藤(清)委員 判断できないのだ。

久塚座長 という判断なのね。

事務局 はい、そういう判断なのです。

宇都木委員 それじゃ、そういう意味が違うのだ、これ、またがってという意味じゃないのだ。

事務局 はい、そういう判断です、そういう意味じゃないのです。

宇都木委員 協働事業としたことが、残り月数が短いために実施が困難だと、こういう意味だ。

事務局 1年間の単年度事業の中でも、翌年度にその事業課の通常の事業として実施することを判断するのが困難だという意味なのです。

久塚座長 募集時期がね。

宇都木委員 それは募集時期によると、過年度支出を認めるということにしたわけ。

事務局 いえ、違います、違います。

宇都木委員 だって、19年度だけでは実施が困難だと、19年度に全部やるのが困難だという意味じゃないの。

伊藤(圭)委員 単年度事業は単年度事業なのですよね。

事務局 単年度事業は単年度事業なのです。その事業を継続できる仕組みをつくったと。

宇都木委員 19年度で途中からでやったら全部やるのが難しいから、それは改めて20年度事業に振りかえましょうということじゃないのだ。

事務局 いや、そういうことじゃないです。

内山委員 継続。

事務局 はい、継続です。

伊藤(清)委員 効果があるものについては次の年度ももっとやっていこうと。

宇都木委員 いやいや、そういうことじゃないのでしょうか。つまり2年度にわたってこの事業をやってもよろしいという。

事務局 そうです、継続していいということなのです。

宇都木委員 ということを決めたわけでしょう。

事務局 そうです。決めたというか、そういう仕組みをつくったと。

宇都木委員 そうすると、2年間にわたって事業をやるわけでしょう。

事務局 結果的には。ただ、それでは2年ではなくて、単年度事業を2回というふうに考えたほうがいいのかもしい。わかりやすく言うと単年度事業を2回。

宇都木委員 予算はだけど19年度予算になるのでしょうか。

伊藤(清)委員 20年度予算。

事務局 20年度予算です。

宇都木委員 20年度予算でやるわけ。19年度事業計画は確定しておいて、予算は20年度の予算でやりましょうと、こういうこと。

伊藤(清)委員 また予算をとるということ。

事務局 そうです、そうです。

宇都木委員 そうだね。だから、19年度の予算は、これ決まっちゃうわけだ。

事務局 要するに、それに伴ってフレームを倍にしたということです。今まで年間3,

000万のフレームを持っていて、5から6事業を選びますと。上限が500万ですというやり方をしていたので、事業が重複するのですね、2年間やると。そうすると、単年度の予算フレームとしては6,000万のフレームに拡充しましたと、そういうことです。

伊藤（清）委員 全部を継続したとしたら6,000万の予算が必要だということなのだ。

事務局 はい、できるようなフレームに拡充したということです。

伊藤（圭）委員 もちろん単年度で終わる事業もあるわけですよね。

伊藤（清）委員 もあるわけです、当然。

事務局 あります。今年でいえば漱石の140年記念事業。

宇都木委員 今年度は過年度支出を認めればいいことじゃない。19年度の予算をつけたやつを19年度で物理的には難しいので、このお金は19年度の事業でできなかったけど、事業として継続しなきゃいけないので、支出は20年度に支出しましょうと。その分をつまみ2年にわたって支出する、500万なら500万を19年度では300万円しか使うことが、到達までどっちかというあと200万円も使わないと完了しないのですと。しかし、年度がまたがっちゃうから、この200万円分は20年度にどうぞ使ってくださいと、事業を継続事業として、ということでもないの。

事務局 違います。

宇都木委員 意味がわからないのだな。

事務局（地域調整課長） 次年度の予算要求する手続が8月ぐらいじゃまだできないよということで、全く今年と同じ事業を来年コピーしてやるという、全く同じでもないですけどね。2か年の事業を実施するというのじゃなくて、8月ぐらいまでじゃ、せっかく19年度やったって、まだ何の判断もできない状態だから来年度の予算要求もまだ、まさに判断ができないという。始まったばかりじゃ、これがいいかどうか判断できませんよという趣旨でございます。

宇都木委員 事業の判断が。

事務局（地域調整課長） はい。

宇都木委員 それは、だからそれは1年おくれじゃ気の毒だから。

久塚座長 まあ、そういうことよ。だから、今、夏ぐらいに募集して始まっているのだけど、2月までに募集して4月から金が動かせるようになったら正当な判断というのが前に出てきて翌年度といくけど、今の予算立てたときから見ると、6、7月ぐらいに始めて、

次の予算組むときにはまだエンジンがかかっていないようなときに、継続も何も言えない。だけど、次の年、もっと何かやりたいとかその判断自体が難しいというのであれば、ちょっと長くしてできるようにしたらどうでしょうか。だから、これ(2)とはちょっと違うのです。あっちのほうはまさに宇都木さんが言っているように、1年度ずつでそんな計画だとか何とかというのは物理的にできるものじゃなくてずっと続いているよと。効果を見ようとすれば、2年、3年度会計ということもつくっていいのじゃないかというような話になるけれども、これはすごく具体的な協働事業提案制度がもう抱えている具体的な何月に募集して、いつ結論を出して、いつから始めてもらってということを考えたら、評価というのがずっとこう後ろのほうまで持っていけば評価できるけど、そういうことをやったら。

宇都木委員 来年から始まるよというものの予算の大枠だけ、今年とっておきましたと。

久塚座長 一応置いといて。

宇都木委員 そういう話だね。要するに、追いかけてプール。

久塚座長 悪くなければ実施するというのに近いような話にはなってくるんですけど、ただNPOのほうにしても単年度ごとの会計という形にはなったり、いろんなことがあるとするならば、1年ごとにやらなければいけなくて、19年度から始まるものについては18年度で募集して、ゴーというのが夏ぐらいになってくると、19年度のを17年度に募集して早い、前々から打ち合わせをして1年かけて議論して、4月1日からゴーという話になれば少し話は変わるけど、それはちょっと難しいというかね。

伊藤(清)委員 宇都木さんのおっしゃることもわかるのだよね。会社だと年度は3月で終わりだけど、あと2カ月あると、これが完全に終了するよという、じゃ、持ち越してきますけど、たぶん区のほうだとそういう形はしないで、駆け込みでできれば終わってほしいという話だよね、3月までにね。で、あと3か月、2か月で完璧に終わるのだけど、それは今言ったような予算上はないという、終わっちゃって。

久塚座長 これについてはそうだけど、この評価したり報告書をつくったりと細かく見ていくと、次年度予算で印刷としたけど、残っている、起こっているわけですよ、科学研究費もそうだけど。だから、3月17日とか3月12日に予算執行終わってくださいと言って、まだ残っているものは次年度の中に押し込んでいくというやり方はやりますよね。ただ、予算項目をまた別につくるわけですよ、出版助成費とかそういうのを。

これでいうと、そういう話に一番なりにくい中で動かしてきたので、実際制度改正しま

したということなのだけでも、課題としては助成金のほうを含めてもっと前のほうに、年度が動き出すときに事業とかそういうのが分離評価できるという仕組みがあれば、こうい
う、そうした姿にはなり得ると。

宇都木委員 3月、90日ぐらいあればいいという話だよな。

久塚座長 まあ、そういうことだよな、3月90日で。

事務局 ただ、この事業提案制度というのは前年度募集していますから、仕組みの中で
はできるのですよ。

伊藤（清）委員 早くできるよね。

事務局 ええ、1年間、要するに提案が5月ぐらいにありまして、最終的な選定自体は
公開プレゼンテーションが終わって翌月ぐらいに選定していますから。ただ、これはあく
までも予算が成立する前ですから内示という形になりますけども。そこから検討する期間
というのは、大体10月から翌年の3月までありますので、その段階でしっかり固まれば
4月執行と、すぐできるわけですね。

これはなぜ問題であったかというのは、当該初年度、18年度というのは、制度を考え
ながらこの仕組みをつくってききましたのでスタートが遅れているのです、そもそもね。

久塚座長 遅出しだからね。

宇都木委員 わかった、わかった。

事務局 したがって、こういう弊害が出ていると。

伊藤（清）委員 だから、結果的に中間評価じゃなくて最終評価でやっているから、変
更も何ももう効かないと。相手に言って、こう直してということもできなかったと、今回
は。

宇都木委員 だから、18年度が特例だったのだよ、それ、仕方ないよね。

事務局 そういう意味では。

宇都木委員 いや、予算と関係ないのよ、それはそうだよな。年度初めに募集して、そ
れでその年度に全部決めて全部やってくださいというのは、それは3月31日で。

久塚座長 だから、2回目のこの間はちょっと早かったのです。だから、これ1回目の
やつだったと思うから。

宇都木委員 3月90日ぐらいあれば、3月90日、3月末が3月31日じゃなくて3
月90日まであれば間に合ったのだ。

久塚座長 当初はね。

宇都木委員 何かこれ、意味がもっと何かわかるように書いたらいいのじゃないですか、なんかそういうふうに思っちゃったな。

久塚座長 「18年度募集の際の説明では」というのを、何か協働事業提案当初の何とかかんとかみたいなの。何か年度でくるとやっぱりわからない。それで、その段階がこうなって後ろにずれて、こう、こうというのが。

事務局 わかりました。一応今、本日受けたものをもう1回直したものを、改めて各委員にメールで送らせていただきます。

一応こちらの報告書は、4月4日に区長のほうに提出を考えているので、少し期間がありますので、直したものをメールで、回答は4、5日ぐらいの間に返信いただくということになりますけども。この(4)までの4つの文章については、改めて修正して各委員に送付させていただきます。

久塚座長 これはあくまで19年度の評価で、この間までやっていたのは、これのヒアリングもやったし、次に向けての募集の審査も同時にやっていたので、少し議論が錯綜したかもしれませんが、そういうことです。よろしいですか。

宇都木委員 はい。

久塚座長 では、これを事業評価に関する課題、先ほどの6番については、4ページの6番のところですけども、後、事務局のほうから各委員にメールを出してもらって、最終的な(4)のところを確定させるという作業を残しますけど、事務局へよろしく願いしておきます。

事務局 はい。

久塚座長 後日、それで確定ということにします。

じゃ、今度は(3)の20年度「協働推進基金」NPO活動資金助成について。これも年度が変わってすぐ始まってくるものなのですけども、事務局さん、お願いします。

事務局 それでは、資料3を見ていただきまして、20年度の「協働推進基金」NPO活動資金助成実施要領の説明をさせていただきます。

NPO活動資金助成につきましては、基本的な考え方は前年度と同じです。1つだけ、助成の基本方針というところの なのですけども、今回、20年度の基本構想・総合計画ができましたので、今までは第四次実施計画が抱えている区の4つの課題という言い方をしている4つ課題を挙げていたのですが、第四次実施計画が19年度終了して、20年度から新基本構想になることによって、中身を変えました。

書き方としては、新宿区基本構想「まちづくり」の基本方針の達成に向けた事業であるということ。から までありますけども、ちょっとこれは抽象的に書かれていますので、その下、米印のところ、6つのまちづくりの基本目標のもとに計20の個別目標がありますと。20の個別目標というのが後ろから1枚開いた左側、基本目標と個別目標の体系ということで、左側に基本目標、右側に個別目標というふうに書いてあります。ですから、その個別目標、具体的に言うところの個別目標の達成に向けた事業ですよということで、この別紙もつけた形で要領を定めています。

それと、募集期間なのですが、申請募集については4月4日金曜から4月17日木曜日まで。広報掲載は4月5日の区の広報で掲載いたします。

そして、3番の助成規模につきましては、昨年度と同じで、助成総額300万ということで実施いたします。

助成対象につきましても、昨年度、一部の人件費については対象経費と認めることになりましたので、その経費部分については前年度同様です。

ページをめくっていただきまして、助成額につきましては年間50万円かつ助成対象経費の2分の1を限度とします。それから、区の会計年度、4月1日から3月31日以内に1事業とすると。

申請方法については、協働推進基金施行規則6号様式に必要事項を記入して、区役所の1階に申請していただくということになります。

助成決定につきましては、6月上旬を予定していますけども、決定後、平成21年3月末までに事業が終了するものとするということになります。

審査の方法なのですが、前年度同様、一次に書類選考がございまして、二次審査を公開プレゼンテーションで実施いたします。

10がNPO活動資金助成の日程です。3月25日火曜日に第1回説明会を開催いたします。それ以降、3月26日、4月8日と、計3回の説明会を開催いたしまして、申請受付期間は先ほど申し上げたとおり4月4日から17日までになります。一次書類選考につきましては、5月8日木曜日。二次公開プレゼンテーションにつきましては、5月22日の木曜日に開催いたします。そして、助成決定については6月上旬に決定すると、以上の流れで進めていきます。

とりあえずここで切らせていただいて、実施要領の説明とさせていただきます。

久塚座長 助成の基本方針のところの説明、NPOから理解していただけるでしょうか、

どうだろう。 から 、この から まだが昔のですか。

事務局 はい、そのままです。 の四角枠のところだけ前年と変わりましたということです。

久塚座長 まちづくり、新宿区基本構想「まちづくりの基本目標」の達成に向けた事業であることということなのですけども、それが具体的に言うと、先ほど言った資料3の後ろから2つ目のまちづくり編という から まであるものの中に、具体的にまた小さい枝がついたもの20項目ということで、その事業であることというふうになるということです。よろしいですか。

伊藤(清)委員 先ほどの から まであるのだと、個別的にいくと20あると。この基本目標はあくまでも並列であって、この中で最重点だとかというのはあるのですか。ウエートづけというのは、区で。

事務局 こちらの基本目標につきましては、この6つについては特に重要度というのは表記されていません。どれが一番という言い方をしておりません。6つ全部大事だという位置づけです。

伊藤(清)委員 総花的にやっていくという。

宇都木委員 あまねく公平にね。

伊藤(清)委員 それがあると、それが例えばウエートづけがあって、ことしはまずこと決まっていれば、そこに出たところに対してウエートづけをして、ポイントを上げていくということも、相手に言わなくても考えられるのでちょっとお聞きしたのですけども。

宇都木委員 これは幾つかにまたがってもいいのよね。だから、1つだけに該当するものもあれば、2つ重なるとかね。

事務局 はい、問題ないです。

宇都木委員 構わないね、この範囲、範疇であれば。かなり広いな、みんな入っちゃう。

事務局 はい。NPOの活動する分野からすると、すべて入るということになると思います。

伊藤(清)委員 1つの事業の中でここが3つにわたったとか、2つにわたったとかとするじゃない、このまちづくり編の目標の中で。そうすると、それはより波及効果があるということで、点数を高くするという。そういうのはどうなのだろうね。

事務局 それは一概にちょっと言えないですね。逆に全部またがっちゃうと、詰まっちゃうというのがありますから、一概にそうとは言い切れないと思います。

伊藤（清）委員 やはり内容を見ないといけないけども、あながちそれが効果があるとなれば、1つよりも2つのところで効果があるほうがよりいいという判断で。

宇都木委員 それは判断基準でしょう、判断基準。

伊藤（清）委員 判断でね。

宇都木委員 審査基準。

久塚座長 じゃ、基本的な方針を含めてよろしいですか。

宇都木委員 はい。

伊藤（圭）委員 でも、区民を対象にしたと言うのですが、区民はもちろん対象ですけど、結構広いのがあるじゃないですか。その判断基準に、都全体にまたがったようなので区民もなんていうのはどうでしたか。

事務局 基本的には、主たる対象は区民という位置づけですけども、区民以外の者が入ってはだめかという、そうではないと。

伊藤（圭）委員 だから、あまり広すぎるのも。

事務局 そうですね。

伊藤（圭）委員 ということですよ。

久塚座長 審査するときの基準というのは、ある程度こういう基本方針、助成の基本方針ということの中からNPOのかかわりですね。酌んでいただいて、どういうことをやっているのだということをプレゼンテーションしてもらわないと、こちらもつかみようがないわけだから。説明会の事業の一つは、たくさん申請があるように事務局に頑張っていたことと、採択される事業というのは、やはり助成の基本方針にどれだけ合致するのかということが。それ以上は細かいことだし、委員のご判断によるわけですから、これはもう募集にかかって応募しようという人たちは、この4項目は当然のように手元に置いていると思いますよね。

よろしいですか。

宇都木委員 募集事業の中に複数の助成金は対象にしていたのだけ、今まで。

久塚座長 複数のというのは。

宇都木委員 1つの団体が、区が出している助成金はいっぱいあるでしょう、部署、部署ごとに。だから、このNPOに協働推進基金の対象になる事業として提案しているけれど、他のところの部署の助成金も申請してもらっているなんていうのは。

事務局 これは基本的には1つです。

宇都木委員 1つのところだけだね、1つだね。

事務局 事業提案のほうとは違います。

宇都木委員 これ、どこかに。

久塚座長 項目としてはありましたかね、この提案でほかから資金を得ていますかという質問はなかったのですか。

事務局 質問はありました、申請書の様式の中に入っています。

久塚座長 だから、そこで一応本人申告でのフィルターはあるということですね。

宇都木委員 だから、ここの審査基準のところ、ここにあるじゃない。

事務局 すみません、失礼いたしました。他からの助成も認めています、訂正いたします。

宇都木委員 この申請基準に入っていないと。

事務局 認めているけども、一応どこから幾らもらったということを申請書上、書かせて、その中の項目の中で団体審査の自立性という項目があるのですが、その中の、自立性。ここで判断している。評価すると。ですから、入ってはいけないという言い方をしていないです。

久塚座長 これは評価が分かれるところですね。これ1本でたくさんのところから集めているというのはどうかなという考え方もあるし、逆に、実施していることが非常に重要なことなので、1カ所だけじゃなくてたくさんから集めているというのは望ましいのだよという考え方も普通にあるだろうとは思いますが。

伊藤(清)委員 そうすると、その事業をやることによって、事業というか、やるのに助成金を出して、だけどもうほかからその倍以上のものとか、それと満杯にもらっているけど、そこにもまたつぎ込んでいくという光景を打たないということだね。例えばこの事業を、50万の事業をやるとするよね。だけど、ほかから、もう50万もらっていますよと。だけど、同じ提案をこっちにしてきたと、助成金を。

事務局 そういう意味じゃなくて、よそからもらっていてもいいけども、重複しちゃいけない。例えば100万の事業をしますと、新宿から50万、よそから100万、これはだめですという言い方です。

久塚座長 わかりました？いいですか。

宇都木委員 だって、そんなのはだって200万円の事業計画、規模で。

事務局 だから、事業規模がそれを超えていけばいいですけども。

宇都木委員 だけど、それは新宿区内のこの中ででもそういうことだよ。事業規模が大きくて。

伊藤（清）委員 事業価値もあると。

久塚座長 NPOなり団体なりが持っている力というか、人的にそれから道徳的に、そういう第三者からの資金を援助してもらうときに、自分が持っている能力を何%そこに注ぎ込むかというレポートが常にあるわけですよ。だから、新宿区のやつに20%使って、ほかから100万もらっているのに40%使ってというような形でNPOは運営されていくのと思うけど、それぞれのところにパンパンで100%使っていたら、団体は破産というかつぶれちゃうわけです。そういう形で評価されていくのと思うと。

よろしいですか。

では、その採点のところでも少し考えていることがありますので、あわせて事務局、採点のことをちょっと説明してください。

事務局 それでは、資料3の最終ページをごらんください。これは採点方法、要するに5名の委員で今まで、これから委員が増えますけども、今までの人数で考えた事案になります。

まず、甲団体というのがありまして、それに対してAからDの委員、4人がそれぞれ80%の評価をしたということで点数を入れております。そうすると、その80%の点数としては160点。そして、委員1人の委員の採点がここに書いてあるような2点、2点、2点、以下1点といったような採点をした場合10点となります。計170点。

それから、乙団体、これは今度AからD委員が60%の評価をしたということで点数合計が120点、委員1人がすべて満点の評価をしたと、そうすると170点ということで、甲団体、乙団体は同じ170点、得点率でいうと68%になるということで、現在の採点方法で申し上げますと、1人の委員の評価というのはかなり選考において左右すると。実質こういう事案もありました。特にボーダーラインのあたりについては、1人の特化した委員、点数によって、全体としてはいい評価だったのだけでも落選した団体とか、そういうところがありましたので、今回は事務局のほうから提案させていただくのは、採点者、採点委員のその団体に対する最高点及び最低点を除いた委員の合計点で評価していきたいというのが今回、事務局から提案させていただいた案です。

これにつきまして、各委員のほうでご審議いただいて、了承が得られれば来年度、20年度のこの基金助成の審査については、そういう基準でやらせていただきたいと思います。

ます。

以上です。

久塚座長 ということなのですけども、ベストというのがなかなかないのだろうと思います。スキーのジャンプみたいな採点の仕方ですけどね。

伊藤（清）委員 多分今までの5人のうちで上下2人とれば3人だから多分できなかった方式だと思うのね。これが多くなるとできる採点方法だと思うし、イレギュラーを除けると思う、その提案趣旨ですよ、絶対ね。

事務局 そうです、はい。

宇都木委員 僕は前から思っているのだけど、評価基準みたいなものを、これだけじゃなくて、2点というのはどういうのが2点かという、どういうのが10点かという、何かそういう共通の認識みたいなものがある幅の中であって、それでそこが多少の、10点であれば1、2点のずれがあったっていいと思うのですよ。そこが、価値基準が全然違うとこういう一部、一般的に言うと一番ウエートというのが出てきちゃう可能性があるんで、そういう評価の仕方が点数でやるとしょうがないのかもしれないけど。つまり満点というのは何かとか、一番ペケというのはどういうのをペケと言うかとかいうぐらいの何かみんなの共通認識みたいなものを少し議論して、それで点数つけるみたいにしたらどうかという気がするのだけども。あまり評価がばらばらだということ自身が、もう何か審査に耐えられないというか、あまりにも差があり過ぎちゃうと。

伊藤（清）委員 結構この基準でいつも思うのだけど、生態的な情報、例えば高齢者問題だとか何だとかはニーズがあると思うのだよ。だけど、そこに対して出してくる団体、相当調査などをして、自分のところはどういうのと調査して出してくれば別だけど、そうでなければ上も下も大体つかないよね。3だとか、普通でしょう。そういうところにあまり勘ぐると、何かどこに持っていくのと、話が。差がないところ、結局。

久塚座長 今、伊藤さんが言ったのは「区民ニーズ」の「区民のニーズを把握し」というところが、高齢者のことだとか、子供のことだとか、外国人のこととなると把握したようにもう一挙になってしまうけど、募集に対して応募してきたことが、NPOが独自にきちっと問題を、区民のニーズをつかまえているかどうかということが実は大事なのだという、対応能力という意味でね。10出してきて、みんなが老人問題と書いていたら、当該団体が主体的に独自のつかまえ方としてどう把握できたのかということが、やっぱり大事になるのじゃないかな。

だから、それぞれの区民ニーズから透明性まで、一般的な課題とかテーマとか活動のやり方とか資金繰りではなくて、当該NPOが一体このことをどうできているのかということとを判断しようということだと思うのですけどね。

そうすると、点数低いのは、やっぱりものすごくみんな低くにはなる。

宇都木委員 だから、もう少し例えば区民ニーズは、3つか4つぐらいの少なくとも基準があって、そこをクリアしていれば50点以上とか、これでいくと10点だから5点以上とか、何かできるだけみんなに説明しやすいほうがいいよね。僕なんかはどっちかというと満点とペケというのはないね。それはそれなりにやっぱりそれはある。だけど、満点というのは絶対あり得ないと思っているから、だからよほどじゃなきゃ満点というのはない。今までのところで満点なんていうことはあり得ないというふうに考えると、おのずと最高点がどうしたって下がっちゃうよね。

だから、そういう、それがいいのかどうかは議論があるでしょうけど、少し10点のところは3つぐらい何か、区民ニーズが3つぐらいの基準があったらいいとか、社会貢献活動にとりあえず3つぐらいの基準があったりとか、5点のところは2つぐらいの基準があったりとか、あまり点数つけるのに評価にうんと差が出ないようにしておかないとちょっとまずいのじゃないかという気がしますが、そんなのはあまり審査に意味がないですか。

伊藤（清）委員 頭の中でそうやっているのですよね、多分。

久塚座長 方法としては、一次審査の書類選考というのがありますけど、その前の段階でもし時間がとれるのであれば、あるいはその段階で多少差があるようなものが出てきたときに議論をして、上と下を切るのがという方法をとつつも、今後この委員会が、次の委員にわたっていくときに運営しやすいようにつくってあげておくというのはいいことだろうね。

宇都木委員 大学の入試と運転免許証の試験と違うのだよね。これは大学の試験と同じなのですよ、つまり選ばなきゃいけないのですよ。だけど、運転免許というのは一定水準とればだれでもくれるわけだよね。だから、どうしても点数をしょうがないからつけるのだけ。

久塚座長 とはいえ、確かにそういう競争選抜なのですが、事業提案とは違って、NPOが、独自のものが新宿でどんどん育っていってくれるような仕掛けもこちらはしないといけないという両方のにらみがあってですね。

宇都木委員 そう、それはそうなのだけど、できるだけ客観的にというか、説明しやすい基準があったほうがいいのだよね。

久塚座長 ですから、透明度を高くして基準を持っていて、どういう説明を求められても、どういう基準でこうやった結果こうなったと言えなきゃいけないことなので、それをこれ以上細かくしたからってどうにもならない。文章化できるかということかなり困難なので、これで上下を一応切るような案を採用して、そして一次の書類選考のときに、かなり開きがあるようなものであるとか、あるいは自分が考えていたものと案が少し違いが出てきそうだとすることであれば、一次、二次を含めて意見を戦わせるということではかないのじゃないですかね。

宇都木委員 それはそうなのだな。1回やってみるといいよね、意見交換。

久塚座長 いつも出ることですけど、一次のところまでどれぐらいプレゼンテーションにお呼びするのかというのは、かなり幅を設けているので厳しくするのかどうかは、いろいろ考え方はありますけれども。そういうふうにしてみましょ。バトンタッチしたときに、あまり次の人たちが苦労しなくていいようなことをねらうためには、多分宇都木さんが言ったようなこと文章化は難しいでしょうけども、判断した基準というのが記録としてある程度何らかの形で残るといふうなことがあったほうがいいでしょうね。

いいですか。

では、採点案は先ほど事務局からの説明があった形のものを。

宇都木委員 テストとしてやってみましょ。

久塚座長 ちょっと次年度やってみてどういうことになるのか、試行してみましょ。

じゃ、20年度からこの方法で採点してみます。

じゃ、次ですけども、20年度の協働支援会議等の開催予定。

事務局 本日、資料4のほうで来年度、といいましてももう来月ですけども、協働支援会議等の開催予定を示させていただきました。今のところ予定されているのは協働支援会議としては全6回、それと事業提案の審査会が4回、協働事業評価会が5回、計15回を予定しております。現在、日程が示させていただいているのが、第1回協働支援会議から第4回協働支援会議までということで、その部分については日程を入れさせていただいております。それ以降につきましては、予定ということで、7月上旬とか下旬とか、そういう形で表記させていただいております。

それぞれの会議の主だった重点の項目についてご説明させていただきたいと思います。

まず、NPO活動資金助成なのですが、一次選考については、前年度同様、事前に各委員に申請書を送付させていただいて、評価結果をいただいて、その評価結果をもとに事務局のほうからその総合点、項目ごとの総合点を示させていただいて、プレゼンテーション実施団体を決定していただきたいと思っております。

例年ですと、おおよそ10団体程度をプレゼンテーション実施団体に選定しております。その10団体ということで考えますと、第3回協働支援会議の開催時間としては、おおよそ午後0時30分から午後5時30分ぐらいの時間帯で実施させていただいております。

こちらのほうの公開プレゼンテーション実施時に、NPO活動資金助成については、当日に最終選考まで行うということでやっています。

そして、第4回については、事業提案の実施についてということで、既にこの時期には募集を始めていますけども、その中身についてご審議いただきたいというふうに思っております。

それ以降、第1回から第4回までの協働事業提案審査会がありますけども、こちらの一次選考についても、NPO活動資金助成と同様に、事前に各委員に書面を送らせていただいて、評価結果を返していただくという方法で実施することを予定しております。

例年ですと、事業提案制度の提案件数についてはかなり開きがあるので、それに伴って作業量もかなり違って来るかと思っておりますけども、ちなみに初年度については30事業の提案がありました。昨年につきましては17事業の提案でした。それぞれの提案数に応じて公開プレゼンテーションの実施団体等も検討していきたいと思っております。

そして、事業提案の選定した後につきましては、前年度同様、協働事業提案の審査報告書を作成いたします。審査報告書につきましては、区長に提出して、最終的には区が事業提案実施団体を決定するという形になります。

そして、次に協働事業評価ですけれども、来年度の評価につきましては、今年度継続した、事業提案で継続しました4事業と、それと今年度新たに選定して来年度からスタートする2事業、計6事業の評価実施を予定しております。評価回数につきましては、全5回で報告書の作成まで行いたいと思っております。こちらの報告書も、きょう示した報告書のとおり、区長に提出していただくということで考えております。

その後、翌年度のことも含めまして2回の協働支援会議を予定しております。合計しまして、先ほど申し上げたとおり全15回の会議と考えております。

以上です。

久塚座長 15回というのがどれぐらいなのか、イメージがなかなかかわかないと思いますが、今年は。

事務局 ちなみに今年度は13回実施しております。

久塚座長 それプラス2回ということで、コメントはありませんけども、よろしいですね。

もう一つ、報告書は、これはいつお渡し、お渡しはこちらからは特にしないのですか、区長に。

事務局 報告書は4月4日の第1回協働支援会議、委嘱状交付式のときに。

久塚座長 支援会議のところには書いていませんけども、報告書を渡すと。

事務局 はい、そのときに区長がこの支援会議の場に来ますので、そこで渡していただくということで考えています。

久塚座長 よろしいでしょうかね。夏休み少し前から12月ぐらいまではえらいことになっておりますけども。

内山委員 連休にかけて宿題なのですね。

事務局 はい、申しわけございません。

久塚座長 そうですね。

宇都木委員 連休？選考をしるというわけだね、連休にも。

久塚座長 いいですか。

宇都木委員 これは、だけど大変だな、人がふえるから。もう1回見なきゃ、それだけでも大変だな。

久塚座長 そうですね。次年度の委員は大変になってきますよ。やっぱりこれは積極的に会議というか、組み立てていくというのは難しいことだから、それをみんなと一緒にやってきたのはうまくいったけども、来年度も多分うまくいくとは思いますが、よろしくご協力をお願いいたします。まだ、今年度中なのですけどもね。

では、その他ですが、事務局さん。

事務局 その他としまして、以前からお話しさせていただいておりましたけども、新たに公募区民委員を2名選任し、その選定結果が確定いたしました。今回新たに選定される公募区民委員の方は、鈴木幸展さん、こちらの方は区民会議の第6分科会というところで、私も一緒に携わった方です。この方は中間評価のときには代表で発表された方で、主に協働参画を担当する分科会でしたので、そういうことではとても関心がある内容で、また積

極的な方です。

それから、もう1人の方が、富井敏弘さんで、こちらの方については、現在、区政モニターで、年4回ぐらいあるのですが、そういった会議の場においてになっている方。また、18年度から私どもで開催している協働カレッジという区民対象とした講座があるのですが、そちらに去年、今年と参加していただいた方です。

その2名を新たな公募区民として選任させていただきましたので、ご報告させていただきます。

以上です。

久塚座長 何人、応募に対して何人。

事務局 11人申請があって2名です。

久塚座長 ということで2名が加わって、ですから先ほどのような採点というのも行いやすい形になるかということですね。

では、以上ですね。

事務局 はい、その他の事項は以上ですが、次回開催につきましては、4月4日金曜日、14時から第3委員会室になりますので、そちらにお集まりいただきたいと思います。

当日の進行としましては、まず前半で委嘱状交付式を行いまして、その後、区長との懇談をしていただいて、それから本日の予定表に書かせていただいている議事についてご審議いただくということで考えております。

久塚座長 第3委員会室に集まればいいのですね。

事務局 そうです。直接6階第3委員会室においでください。

久塚座長 こちらから区長さんのところに出かけるということじゃなくて、区長さんが来られるということなのですね。

事務局 はい、そうです。

久塚座長 だそうです、よろしいですね。

では、本年度、皆さん方と会議をやってきて、ようやく報告書の最終の案のところまで無事こぎつけました。思い起こしてみると、協働ということについて議論を重ねてきたのですが、報告書の冒頭にも書かせていただいたように、やはり協働というのは一体どういうものなのかということに尽きるような形での議論が多かったように感じていますし、それを課題として残すのではなくて、1つでも2つでも具体的な制度として作り上げてこれたというふうに、皆さん方のご協力でそうなったと感謝しております。

- - 了 - -